

「今後の地方教育行政の在り方について」に関する意見

平成25年11月11日

全国市町村教育委員会連合会

会長 小比類巻 勲

1 教育委員会制度の在り方について

全国市町村教育委員会連合会（以下「連合会」という）は、「今後の地方教育行政の在り方について」の審議経過報告について、全国の市町村教育委員会より広く意見をとりまとめた。その結果、すべての市町村教育委員会が基本的には教育の政治的中立、継続性、安定性の確保の重要性をあげ、現行維持の方向性での意見が9割を越えた。

審議経過報告にある「教育長を首長の補助機関とするとともに、教育委員会を首長の付属機関とする案」（以下「A案」という。）と「教育長を、引き続き、教育委員会の補助機関とするとともに、教育委員会の性格を改めた執行機関に改革する案」（以下「B案」という。）に言及した意見が多いが、A案、B案いずれの案に対しても不安要素をあげ、政治的中立、継続性、安定性が確保され、具体化した案ができることを今後に期待している。

各市町村教育委員会は、諸々の課題（形骸化、責任問題、首長との連携、危機管理等）を解決しながら現行維持に向け努力している状況を述べつつ、現行制度の中で、社会情勢に合った教育行政を進めることは十分に可能であり、何ら不都合を感じていないという見方をしている。

それは首長、教育委員会、教育長の責任や権限が明確になっている限りの中で、それぞれの権限を行使し連携をとりあうことで事足りている実情を指しているものである。

しかしながら、首長の権限の拡大、教育長の選任等、形骸化している現状を鑑み「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する等、現状に合うようにそれぞれの責任や権限を明確にする必要を感じているのは事実である。

A案、B案どちらかと言えば、B案を基調として欲しいという意見が大半を占めるが、「性格を改めた執行機関」としての新しい教育委員会の在り方が現状の教育委員会とどのように違ってくるのか、政治的中立等がどのような担保されるのかを明確にすべきである。

ごく少数であるが、A案が分かりやすいことからよしとする意見はあるが、それには新教育委員会なるものが、首長の付属機関として機能するために、学校現場の実態把握、事務局の実態把握、確実な答申、建議、勧告ができる専門スタッフをかかえた新事務局を制度化することを条件としてのことである。

しかしながら、事務局は地方により格差が大きく、中には指導主事等専門職員の配置もままならず、昨年まで土木部や総務部といった部署にいた職員が、いじめや不登校といった教育問題を担当せざるを得ない教育委員会があるのが現状である。そのような状況の中、一人で頑張っている教育長を教育委員が支援しながら務めている市町村を考えたとき、まずは現状の事務局をしっかりと充実させることが先決である。

現行の中での事務局は、教育長にとっても教育委員にとっても、重要である。教育長を中心とし事務局がしっかりしていることで、多種多様な問題にも速やかに対応できるものであり、また充実した有効な教育行政の実施が可能となることから、教育委員の研修もさること、事務局職員の研修等、事務局の充実に向けた国の支援が望まれる。

現行の教育委員会制度は、優れた制度であり、この制度が、先人の関係者の真摯な努力により、これまで改善を見ながらも維持されてきていることの評価のうえに立つべきであり、改悪とならないよう今後の慎重な審議に期待をしている。

2 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について

(1) 公教育における国の最終的な責任について

「地方教育行政の第一義的な責任は、地方公共団体にあるが、児童生徒が生命・身体や教育を受ける権利を守るために、国がしっかりと公教育の最終責任を果たせるようにすることが必要であり、その権限を明確にするための方策を検討する必要がある。」についての異論は概ねない。

児童生徒の生命・身体や教育を受ける権利が侵害された場合、その原因が教育環境（人的、物的）の整備不足（教員の配置不足や教員育成の問題による。耐震不足の校舎による。等）や、法整備不足など基盤整備から問題が生じたとすれば、国の責任となり、改善策を講じていくべきである。

いじめ問題等による事故は、何が原因なのか究明する必要があり、国は、最小限にすることを基本とし、突出した事象・意見にとらわれることがないよう広い視野からの教育政策の基、国の隅々までいきわたる予算確保に努め、社会構造変化にも対応できるよう、国全体が機能していくことに力を注いでもらいたい。

最終責任は、児童生徒の教育を全国どこの学校で学ぼうが最小限の格差で教育が受られるよう保障をし、特に、積極的に児童生徒の生命・身体や教育を受ける権利が侵害されないような教育環境づくりの支援策を万全にすべきことである。

(2) 県費負担教職員の人事権・給与負担の在り方について

これについては、市町村規模により、意見の違いが生じてきているが、いずれにせよ格差が生じない保障を前提とした方向での検討を期待する。

優れた教職員の確保や配置は教育環境維持（教育は人なり）に重要であり、公教育に責任のある国の役割は大きい。人事権・給与負担の委譲により、教職員の確保や配置が難しくなることを危惧する教育委員会も多い。児童生徒にとっては、どこに居住しても公平な教育を受ける権利に直接影響するものであり、その制度が小規模な町村に不利益を受けることが絶対ないよう強く要望する。

基本的な考え方として、教職員の人事権は、質の高い教職員の確保や教育の平準化を図る上で広域性が望ましい。また、人事が政治的中立を保つ上から、任命者と服務監督者を別にした方がよいという考え方についても検討して欲しい。

(3) 教育現場の士気を高める方策について

本来的には、教育現場における、学校長の学校運営や経営にかかわる問題でもあることから、意見は少ない。これは、人事や給与などの処遇への反映や、表彰などの工夫はあってもよいが、学校教育現場での教職員の特殊性や多忙な現状を考慮して検討すべきである。

校長により学校が変わるといわれるように、やる気にあふれた教師集団をつくるには、今検討している方策は、どれだけ実効力があるのか検証する必要がある。

どちらかと言えば、指導力不足の教員の対処の仕方を明確にし、教員の仕事にプライドが持てる環境整備が望まれる。

(4) 第三者評価の在り方について

検討課題についての意見はない。

論理的にはより信頼される学校づくりにおいて、必要であることは誰もが理解できることである。今後とも推進を阻んでいる現状把握の分析に基づき検討を進めてほしい。

3 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について

「コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の重要性」「地域とともにある学校づくりの推進方策」「今後の展望」については、地域の実態を生かす方向で推進すべきである。

開かれた学校であること、地域を社会教育資源として取り入れられる教職員の意識改革、協議会の委員やコーディネーターなど地域の人材の育成や確保、政治的中立の確保等、条件整備を進めていくことが大事である。コミュニティ・スクール、学校支援地域本部事業のベクトルが学校に向けられているが、本来の意味において、学校が社会の役に立つように、学校が主体となり、地域と協働していく関係が大切なことである。

4 まとめ

本連合会は、全国の市町村で組織されていることから、各市町村の財政面や規模に差があり、様々な意見要望がでてきている。できるだけ、審査経過報告のポイントを押さえ連合会の意見としてまとめた。今回の審議結果が、財政事情や規模に関わらず、全国どこの市町村においても教育の充実が期待でき、教育の格差是正の一助となる方向で検討を進めていただきたい。